

No.3	事業名	要保護準要保護児童生徒援助事業	担当課	学務保健課																														
<p>【事業概要】 国の要綱に従い、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、社会見学費、医療費、学校給食費などを援助する。それに加えて、市単独でめがね購入費及び検眼料の援助を行う。</p>																																		
<p>【目的】 義務教育課程において、就学困難と認められる児童生徒の保護者に援助を行い、経済的理由による未就学を解消し、義務教育の円滑な実施、学校教育の推進を図る。</p>																																		
<p>【平成22年度実施内容】 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、社会見学費、林間学校費、医療費、学校給食費、通学費、めがね購入費の一部を援助した。</p> <p>■市独自の援助費目</p> <p>(1)めがね購入費15,000円 ※めがね購入費が援助限度額15,000円を超えた場合は、超えた金額は自己負担となる</p> <p>(2)検眼料については、自己負担分全額援助</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>○めがね</td> <td>小学生228件</td> <td>3,259,245円、</td> <td>中学生278件</td> <td>3,943,211円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合計506件</td> <td>7,202,456円</td> </tr> <tr> <td>○検眼料</td> <td>小学生172件</td> <td>401,213円、</td> <td>中学生269件</td> <td>633,250円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合計441件</td> <td>1,034,463円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>小学生3,660,458円、</td> <td>中学生4,576,461円</td> <td>合計</td> <td colspan="2">8,236,919円</td> </tr> </table>					○めがね	小学生228件	3,259,245円、	中学生278件	3,943,211円						合計506件	7,202,456円	○検眼料	小学生172件	401,213円、	中学生269件	633,250円						合計441件	1,034,463円	合計	小学生3,660,458円、	中学生4,576,461円	合計	8,236,919円	
○めがね	小学生228件	3,259,245円、	中学生278件	3,943,211円																														
				合計506件	7,202,456円																													
○検眼料	小学生172件	401,213円、	中学生269件	633,250円																														
				合計441件	1,034,463円																													
合計	小学生3,660,458円、	中学生4,576,461円	合計	8,236,919円																														
<p>【効果・成果】 保護者がその子女に義務教育を受けさせるための経費を、経済的な理由で負担できず、就学困難と認められる場合に、市が必要な援助を行った。</p>																																		
<p>【課題・問題点（内部評価）】 大変厳しい経済状況の中、今後も申請者数・認定者数は増加するものと見込まれ、保護者の経済的負担を軽減するための的確な経済的支援の必要性がより増すと考えられる。</p>																																		
<p>【課題解決の具体的方法】 就学援助費の認定者が年々増加している中で、既存の援助費目、援助額について検証するとともに、就学援助を必要としている世帯に対してどのような費目の援助が必要か、どのような援助の方法が有効かを検討し、本事業を進める。</p>																																		

■外部評価員からいただいた主なご意見

1. 事業が目的を実現するための内容となっているか

- 本事業が経済的理由により、就学困難と認められる児童・生徒の保護者に学用品費などを援助するのは、日本国憲法第26条の教育を受ける権利、教育基本法第4条の教育の機会均等の理念に基づいて、学校教育法第19条により市町村の事業として実施されるものであり、適切な内容となっている。

2. 事業の効果・成果が適切なものか

- 近年の経済不況を反映して生活困窮家庭が増える中で、事業の成果が上がっているものとみられる。また、市単独事業として実施しているめがね購入費の援助は、高く評価できるものである。
- 全体の20%近くの人達が活用していることを考えると成果は出ている。

3. 課題・問題点の捉え方は適切か

- 市単独事業として実施しているめがね購入費について、市場価格を調査し、適正な上限を設定することは必要である。
しかし、就学援助受給児童・生徒のめがね購入費の支給水準を最低市場価格を想定すべきとするならば、救貧対策的な発想である。現在の標準的な生活様式において提供されている市場価格を想定すべきと考える。

4. 課題解決の具体的方法は適切か

- 補聴器の補助も検討してほしい。

5. 総合的な感想（アドバイス）

- 今後、就学援助制度の重要性がますます高まると考える。
- 制度の周知について、学校のホームページも是非活用してほしい。